

著作権等取扱特記事項

発注者（以下「甲」という。）と受注者（以下「乙」という。）との間において、次の事項を定める。

（著作者人格権等の帰属）

- 第1 印刷製本物が著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る同法第 18 条から第 20 条までに規定する権利（以下「著作者人格権」という。）及び同法第 21 条から第 28 条までに規定する権利（以下「著作権」という。）は甲に帰属する。
- 2 印刷製本物の作成のために甲が提供した印刷製本物に係る原稿、原画、写真その他の素材が著作物に該当する場合には、当該著作物に係る著作者人格権及び著作権（著作者人格権を有しない場合にあつては、著作権）は、甲に帰属する。ただし、甲が第三者より利用許諾を得ている素材が著作物に該当する場合には、当該第三者に帰属する。